

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

横瀬町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県秩父郡横瀬町

3 地域再生計画の区域

埼玉県秩父郡横瀬町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は1995年の10,194人をピークに減少過程に転じ、2020年10月1日現在7,979の方が暮らしている。この間に、年少人口（0～14歳）比率は18.8%から9.9%に減少したのに対し、高齢化率は15.7%から35.0%に増加しており、本町においても少子高齢化が進行している。

2013～2022年の10年間の出生数の推移をみると、2013年の50人から増減を繰り返して推移し、2022年には38人となっている。2013～2022年の10年間の合計特殊出生率の推移をみると、全国・埼玉県は緩やかな増加傾向で推移しているが、本町は増減を繰り返し、2022年で1.21となっている。死亡数については、近年130～140人で推移しており、自然動態としては、令和4年度においては107人の自然減（出生数40人、死亡数147人）となっている。

2013～2022年の10年間の転入・転出者数をみると、近年の転入者数は220～280人、転出者数は260～380人で推移しており、全ての年で転出が転入を上回っており、令和4年度においては11人の社会減（転入数235人、転出数246人）となっている。

人口減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、結果として地域における経済規模が縮小し、日常生活におけるさまざまなサービス・利便性が低下していくとともに、こうした都市機能・生活機能の低下により、さらに転出を促すという悪循環に入り込むことが危

惧される。また、人口の問題は規模だけの問題ではなく、人口の年齢構造の問題でもあり、このまま少子高齢化の傾向が続くことは、介護等をはじめとするサービス需要の問題だけではなく、長期的に安定的な人口規模を維持するという観点からも少子高齢化を抑制し、人口構造を健全化する必要がある。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、将来的な人口減少に備え、そして、抑制していく施策を展開していく。

- ・基本目標 1 人づくり
- ・基本目標 2 健康づくり
- ・基本目標 3 安全安心づくり
- ・基本目標 4 産業づくり雇用づくり
- ・基本目標 5 賑わいづくり中心地づくり
- ・基本目標 6 景観環境づくり
- ・基本目標 7 人の輪づくり

【数値目標】

5-2 の①に 掲げる 事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与す る地方版総合 戦略の基本目 標
ア	出生数 (人)	38	38	基本目標 1
	合計特殊出生率	1.36	1.475	
	埼玉県学力・学習状況 調査小中学校全体の 学力の伸び (本町児童 生徒の伸びの目標値 との比較)	13	18	

イ	65歳健康寿命（男性） （年）	17.18	17.38	基本目標 2
	65歳健康寿命（女性） （年）	20.70	20.90	
ウ	災害による人的被害 件数（件）	0	0	基本目標 3
	犯罪発生件数（件）	0	0	
	財政健全化判断比率 （将来負担比率）（%）	36.9	37.5	
	町税収入額（億円）	11.9	11.825	
	小中学生の交通事故 発生件数（件）	1	0	
エ	転出超過数（人）	15	11.25	基本目標 4
	ふるさと納税・企業版 ふるさと納税寄附額 （千円）	73,000	100,000	
	町内事業所の新規雇 用者数（人）	75	78	
オ	観光入込客数（人）	672,000	679,000	基本目標 5
	横瀬駅乗降客数（人）	455,800	458,600	
カ	空き家バンク物件成 約件数（件）	8	8	基本目標 6
	住宅リフォーム（空き 家）への補助金交付件 数（件）	2	3	
	老朽空き家等除却補 助金交付件数（件）	4	4.5	
	野生獣害による農業 被害面積（ha）	0.89	0.845	

	水質環境基準の達成 (横瀬川最下流地点 BOD : mg/l)	0.90	0.90	
キ	町に住み続けたい人の割合 (%)	60	62.5	基本目標 7
	職員の対応等の満足度	98	100	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

カラフルタウン7つの柱事業

- ア 人づくり事業
- イ 健康づくり事業
- ウ 安全安心づくり事業
- エ 産業づくり雇用づくり事業
- オ 賑わいづくり中心地づくり事業
- カ 景観環境づくり事業
- キ 人の輪づくり事業
- ク 7つの柱を支える土台事業

② 事業の内容

- ア 人づくり事業

切れ目ない子育て支援と教育の連携により、子育てしやすく、子どもたちがいきいきと暮らしていける町で変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てる。

【具体的な事業】

- ・子育て世帯の経済的負担の軽減支援と児童の健全育成
- ・教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進
- ・人権に関する教育、啓発活動の積極的な推進と相談体制の充実
- ・男女共同参画社会の推進 等

イ 健康づくり事業

超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しく、全ての人が心身の状態は健康であると感じて暮らしていける町をつくる。

【具体的な事業】

- ・全ての人のライフステージごとの心身の健康づくり
- ・健康で暮らしやすい子育て環境の構築
- ・町民が自らの健康について考え、維持増進のための取り組みが行える体制の整備
- ・各種健診・検診の充実 等

ウ 安全安心づくり事業

防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある方等全ての人が防災・防犯面に不安なく安全で安心に生活できる環境をつくる。また、持続可能な行政経営を推進する。

【具体的な事業】

- ・防災用品の備蓄や防災訓練の実施
- ・消防団員の確保・処遇改善
- ・交通マナーアップを重点とした交通安全啓発活動
- ・鉄道、路線バス、乗合タクシー、タクシー等の地域公共交通の利便性向上 等

エ 産業づくり雇用づくり事業

移住促進や、農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報が集まり続け、自分のしたいことができる、欲しい物が買える経済的なゆとりがある環境をつくる。

【具体的な事業】

- ・農ある暮らしを希望する人のための条件整備等による農業経営の魅力向上と後継者の育成
- ・商工業者が相互に連携を強めることのできる環境整備
- ・支援の充実及び広報発信等による UJ ターンの促進
- ・産学官の連携や広域連携による雇用対策
- ・地域商社等との連携による地場製品の PR 等の応援したくなるまちづくりの推進 等

オ 賑わいづくり中心地づくり事業

オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光等で訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の関係人口の増加を図ることで、町に賑わいをもたらす。また、駅やコミュニティスペース等町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図り、地域の未来に期待や楽しみ、ワクワクする気持ちを持つことができる町の実現を目指す。

【具体的な事業】

- ・積極的な観光誘客事業の実施
- ・町内外広く対象とした「日本一歩きたくなる町」の推進
- ・土地利用構想に基づいた町有地利活用や交通結末点の強化
- ・「ヒト・モノ・カネ・情報」の流入を促すことによる交流人口・関係人口の増加、新たな地域資源の開拓・地域コミュニティの拡大 等

カ 景観環境づくり事業

自然を大切にし、身近に自然を感じることができて暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしを育む。また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整える。

【具体的な事業】

- ・空き家の実態把握、支援及び情報発信による空き家の有効活用促進
- ・省資源・省エネルギー対策の推進と啓発
- ・水質浄化の促進
- ・野生動物による住宅侵入・人的被害の防止
- ・ボランティアとの協働による花咲山公園の整備・魅力向上 等

キ 人の輪づくり事業

困った時や苦しい時に、地域の人が助け合い、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町の実現を目指す。

【具体的な事業】

- ・ 地域住民や団体が取り組む活動の支援
- ・ さらなる町民参画によるまちづくりの方法検討と促進
- ・ 若者求心力の創出・向上 等

ク 7つの柱を支える土台事業

「Colorful Town（カラフルタウン）」を実現するために、7つの柱を支える土台（基礎）作りに取り組む。

【具体的な事業】

- ・ 職員の能力の最大化
- ・ 持続可能な行政経営の推進
- ・ 協働参画の推進
- ・ 広域連携・定住自立圏の活用
- ・ 民間活力の活用
- ・ 人に優しいテクノロジーの活用
- ・ チャレンジする町 等

※なお、詳細は第3期横瀬町地方創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000千円（2024年度）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月頃に、KPIを評価指標とし、客観性・妥当性等について外部有識者が参画する行政経営審議会等において毎年効果検証を実施する。外部組織の参画者としては、住民、産業界、民間団体、金融機関、労働関係機関等から参画を募り、検証後速やかに本町公式WEBサイトにおいて公表する。

⑥ 事業実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで